

## オープンデータ流通推進コンソーシアム 第2回データガバナンス委員会

---

### 検討資料

2012年11月14日

オープンデータ流通推進コンソーシアム事務局

## 目次

---

1. オープンデータ戦略に関する動向	… … … … … 3
2. 対象とする情報・データについて	… … … … … 9
3. 対象とする情報・データに関する課題等	… … … … … 15
4. 検討事項	… … … … … 17

# 1. オープンデータ戦略に関する動向（1）国内

---

## ① 電子行政オープンデータ戦略（1）（平成24年7月4日）

- 公共データの活用を促進する意義・目的は、次のとおりである。

### 1. 透明性・信頼性の向上

- 公共データが二次利用可能な形で提供されることにより、国民が自ら又は民間のサービスを通じて、政府の政策等に関して十分な分析、判断を行うことが可能になる。それにより、行政の透明性が高まり、行政への国民からの信頼を高めることができる。

### 2. 国民参加・官民協働の推進

- 広範な主体による公共データの活用が進展し、官民の情報共有が図られることにより、官民の協働による公共サービスの提供、さらには行政が提供した情報による民間サービスの創出が促進される。
- これにより、創意工夫を活かした多様な公共サービスが迅速かつ効率的に提供され、厳しい財政状況、諸活動におけるニーズや価値観の多様化、情報通信技術の高度化等我が国を取り巻く諸状況にも適切に対応することができる。

### 3. 経済の活性化・行政の効率化

- 公共データを二次利用可能な形で提供することにより、市場における編集、加工、分析等の各段階を通じて、様々な新ビジネスの創出や企業活動の効率化等が促され、我が国全体の経済活性化が図られる。
- また、国や地方公共団体においても、政策決定等において公共データを用いて分析等を行うことで、業務の効率化、高度化が図られる。

# 1. オープンデータ戦略に関する動向 (1)国内

---

## ① 電子行政オープンデータ戦略(2)

### ■ 基本原則

1. 政府自ら積極的に公共データを公開すること
2. **機械判読可能な形式で公開すること**
3. **営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること**
4. 取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと

### ■ 取組対象とする公共データ

- 政府が保有するデータ(安全保障に関する情報等公開に適さない情報を除く。)について率先して取組を推進し、独立行政法人、地方公共団体、公益企業等の取組に波及させていくものとする。
- また、東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急時に有用と考えられる公共データについては早期に取組を進めておくことが重要である

### ■ 民間、地方公共団体等との連携

- 創意工夫を活かした様々な方法で公共データの活用を促進する観点から、民間、地方公共団体等と十分に連携するものとする。民間、地方公共団体等にあっては、具体的な活用ニーズについて政府に対し積極的に提案することにより、政府におけるニーズ把握に協力することが期待される。
- また、地方公共団体は、国民に身近な公共データを保有していることから、そうしたデータの提供を主体的かつ積極的に進めることにより、国民がオープンデータに係るメリットを実感する機会を提供することが期待されるとともに、自らの業務の効率化、高度化を図っていくことが必要である。

## 1. オープンデータ戦略に関する動向（1）国内

---

### ② 「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」より一部抜粋 （平成16年11月12日）

- 情報通信技術を用い、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政機関に蓄積されている行政情報を電子的手段により提供することを積極的に推進することとする。
- 国民等一般に対し広く提供する情報の電子的提供は、原則として、ホームページに掲載することにより行う。（Ⅱ.1.(1)）
- 別紙1に掲げる情報については、各府省のホームページ上に共通のカテゴリー（掲載項目）を設け提供する。（Ⅱ.1.(3)）
- 政府全体として統一性があり、分かりやすい情報の提供を行うため、別紙1に掲げる共通のカテゴリー（掲載項目）の表示位置は、各府省の本省庁ホームページのトップページの画面の右側とする。（Ⅱ.3.(2)）
- 指針に沿った電子的提供は、行政の透明性向上や行政情報の有効活用の観点からの行政施策として行うものであることから、国民等一般に対して提供する情報については、原則として無料で提供するものとする。ただし、情報を利用することにより利益を受ける者が特定の者に限られ、電子的提供に係る経費として相当の額を要する場合においては、原則として提供に係る経費の実費を利用者負担とする。（Ⅱ.6.）

（全文については補足資料を参照のこと）

# 1. オープンデータ戦略に関する動向 (2) 諸外国の動向

## ① オーストラリア

- オーストラリア政府は、2010年の「オープンガバメント宣言」において、以下のポリシーをかかげている
  1. **Informing:** strengthening citizen's rights of access to information, establishing a pro-disclosure culture across Australian Government agencies including through online innovation, and making government information more accessible and usable;
  2. **Engaging:** collaborating with citizens on policy and service delivery to enhance the processes of government and improve the outcomes sought;
  3. **Participating:** making government more consultative and participative.
- 実施に関する経緯では、経済的な側面が指摘されている。

経緯	実施事項
2008年	The Venturous Australia: Building Strength in Innobationの中で透明性向上と情報流通拡大のために国家情報戦略の策定を提言
2008年12月	Digital Economy: Future Directionsの提言書の中で政府情報のオープンアクセスの推進を提言
2009年7月	Australia's Digital Economy: Future Direstionsの最終報告書で、オープンアクセスを推進するとデジタルエコノミーとイノベーションが拡大する、民間でのイノベーション拡大だけでなく、官主導の民間イノベーションも可能になる、と報告
2010年	「オープンガバメント宣言」で、「公共が保有する情報は重要な資産であり、これを開放することで新たなサービスが生まれ、新しい公共の価値が創出される」とした

## 1. オープンデータ戦略に関する動向 (2) 諸外国の動向

---

### ② ニュージーランド

- 国家レベルでの情報戦略が策定されており、セクターごとのデジタルコンテンツ、電子政府、地理空間情報についての戦略がある。
- 実施に関する経緯では、経済的な側面が指摘されている。
- 現状では、環境省の2つのDB(The Land Cover Database(LCD)、Land Environments New Zealand(LENZ))を無料で公開し、ライセンスはクリエイティブコモンズを利用

経緯	実施事項
2005年	Digital Strategy: デジタル技術を利用した情報アクセスは、イノベーションの促進、生産性向上、国民の生活レベルの向上をもたらす、と提言

## 1. オープンデータ戦略に関する動向 (2) 諸外国の動向

### ③ 米国

- 米国のCopyright Act 1976において、連邦政府は著作権の対象外とされている。
- OMB Circular 1-16では、地理情報関連について、政府は、政府機関及びその他非政府利用者がシェアできるようにデータ・情報・製品について、収集・管理・貯蔵・配布し、全ての資源間のデータ統合を促進する責任を持つとされている。
- Data.gov等で多くのデータを公開。

経緯	実施事項
2009年	オバマ大統領の「Transparency and Open Government」において、政府の信頼性向上、民主主義の強化、政府の効率性と有効性の向上を掲げ、データポータルサイトである「Data.gov」を開設するなどの施策を実施
2012年	「デジタル戦略」に基づき、数値データだけでなく文書情報等の非構造化データ(文書、ファクトシート、プレスリリース、コンプライアンスガイダンスなど)も対象に公開を推進



## 2. 対象とする情報・データ

---

### ■ 対象とする情報・データについて

#### ■ 以下の情報・データを対象とすることを想定する。

#### 1. 著作権が確実にあるもの

: 情報通信白書

(紙版、PDF版、電子書籍版(EPUB)、HTML版が発行。文章についてはテキスト形式でも公開。データについてはxlsで公開。)

(文章、グラフ、イラスト、統計データ、写真で構成)

#### 2. データ系、著作権が無いだろうというもの

: 統計情報

(stat.go.jpで公開)

(統計データ、グラフ、文章等)

#### 3. 著作権としてはグレーゾーンで、かつ他の問題も含むもの

: 地理空間情報

(①空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報(当該情報に係る時点に関する情報を含む)

②上記の情報と、上記の情報に関連付けられた情報からなる情報地図)

#### 4. 明らかに著作権は無いが、使いにくいもの

: 判例

### 3. 対象とする情報・データに関する課題等

#### ① 利用条件の整理

- ホームページ等に記載されている利用条件について整理

	情報通信白書			統計資料	
対象ウェブサイト	情報通信統計DB	総務省ホームページ	電子書籍版	統計局	政府統計総合窓口
著作権の対象	掲載情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の情報（文字、写真、イラスト等）</li> <li>・ホームページ全体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての内容</li> <li>・全てのスクリプト、プログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解説文、図等の情報</li> <li>・ホームページ全体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の情報（解説文、統計表、グラフ、図など）</li> <li>・ホームページ全体</li> </ul>
利用可能な範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権法上で認められた行為のみ</li> <li>・引用時は出典明記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権法上で認められた行為のみ許諾</li> <li>・注記があるものは転載等不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのまま、あるいは一部を改変して、その全て、あるいはその一部を再配布することを禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権法上で認められた行為のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権法上で認められた行為のみ</li> </ul>
利用可能とされている範囲外についての許諾方法	総務省に依頼	総務省に依頼	内容転載時は窓口に連絡	商用複製は総務省に連絡	商用複製は担当官庁に連絡

## 参考:対象とする情報・データの利用条件

---

### ① 情報通信白書(1)

- 情報通信統計データベース ウェブサイト
- リンク・著作権等の取り扱い (<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/privacy.html>)
  - リンクについて  
当データベースページは、原則リンクフリーです。ただし、各情報においてリンクの制限等の注記がある場合はこの限りではありません。また、当データベースページにリンクをされる場合は、恐れ入りますが、E-mail:johotsushintokei@ml.soumu.go.jpまでご一報ください。
  - 著作権について  
総務省情報通信統計データベースの掲載情報は、日本国の著作権法及び国際条約による著作権保護の対象となっています。当データベースページの内容について、私的使用または引用等著作権上で認められた行為を除き、総務省に無断で転載等を行うことはできません。また、引用を行う際は「出典:総務省〇〇調査」などの適宜の方法により、必ず出所を明示してください。当データベースページの内容の全部または一部について、無断で改変等を行うことはできません。
  - 免責事項  
当データベースページの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、総務省は利用者が当データベースページの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
  - その他  
当データベースページは予告なしに内容を変更または削除する場合があります。あらかじめご了承ください。

## 参考:対象とする情報・データの利用条件

---

### ① 情報通信白書(2)

- 情報通信白書H24年電子書籍版(PC・タブレット向け/スマートフォン向け)
- 著作権等に関するお知らせ

「平成24年版情報通信白書電子書籍版」に掲載されている全ての内容(文章、図表、写真)は、総務省が著作権等の権利を有します。

「平成24年版情報通信白書電子書籍版」を構成する全てのスクリプト、プログラムは、株式会社ぎょうせいが知的所有権等の権利を有します。

「平成24年版情報通信白書電子書籍版」をそのまま、あるいは一部を改変して、その全て、あるいはその一部を再配布することを禁じます。

「平成24年版情報通信白書電子書籍版」の内容(文章、図表、写真)の転載を希望される方は、連絡先にある窓口までお問合せください。

### ■ 総務省ホームページ全体

- 著作権について([http://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/policy/tyosaku.html](http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/policy/tyosaku.html))

「総務省ホームページ」に掲載されている個々の情報(文字、写真、イラスト等)は著作権の対象となっています。また、「総務省ホームページ」全体も編集著作物として著作権の対象となっており、ともに日本国著作権法及び国際条約により保護されています。

当ホームページの内容の全部又は一部については、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為として、適宜の方法により出所を明示することにより、引用・転載複製を行うことができます。

ただし、「無断転載を禁じます」等の注記があるものについては、それに従ってください。

当ホームページの内容の全部又は一部について、総務省に無断で改変を行うことはできません。

- 免責事項

当ホームページに記載されている情報の正確さについては万全を期しておりますが、総務省は利用者が当ホームページの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。

## 参考:対象とする情報・データの利用条件

---

### ② 統計情報(1)

#### ■ 統計局

##### ● 著作権について

当ホームページに掲載されている解説文、図等の情報は著作権の対象となっています。また、ホームページ全体も編集著作物として、著作権の対象となっています。これらの著作権の対象となっている当ホームページの全部または一部は、著作権法及び国際条約により保護されています。

なお、当ホームページの一部を引用・転載する場合は、著作権法上認められた行為として出所を明示することにより行うことが出来ます。

商用目的で複製する場合は、予め総務省(stat\_webmaster@soumu.go.jp)までご連絡ください。

また、当ホームページの全部又は一部について、総務省に無断で改変を行うことはできません。

##### ● 引用・転載について

当ホームページの一部(ホームページからダウンロードできるエクセルファイル、PDFファイル等を含む。)を引用・転載する場合には、出典(府省名、統計調査名等)の表記をお願いします。

(例1:調査結果やその解説文を引用する場合)

資料:総務省「〇〇調査」

総務省「〇〇調査」より

「〇〇調査」(総務省統計局)より

総務省が〇月〇日に発表した〇〇調査によると・・・ など

引用・転載された場合はお手数ですが、総務省(stat\_webmaster@soumu.go.jp)までご連絡ください。ご連絡いただいた情報は、統計局・政策統括官・統計研修所においてよりよい情報提供を行うために活用させていただきます。ご協力をお願いします。

##### ● 免責事項

当ホームページに記載されている情報の正確さについては万全を期しておりますが、総務省は利用者が当ホームページの情報をういて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。

## 参考:対象とする情報・データの利用条件

---

### ② 統計情報(2)

#### ■ 政府統計の総合窓口

##### ● 著作権について

「政府統計の総合窓口(e-Stat)」(以下、「当サイト」といいます。)に掲載されている個々の情報(解説文、統計表、グラフ、図など)は著作権の対象となっています。また、当サイト全体も編集著作物として著作権の対象となっており、ともに日本国著作権法及び国際条約により保護されています。

当サイトの全部又は一部については、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為として、出所を明示することなど適切な方法を用いていただくことにより、引用、転載、複製を行うことができます。

商用目的で複製する場合は、予め個々の情報に関する著作権を有している各府省等までご相談下さい。

##### ● 免責事項

当サイトに掲載されている情報の正確さについては万全を期しておりますが、運用管理機関は利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。

### 3. 対象とする情報・データに関する課題等

#### ② 対象とする情報・データについての状況の整理

	情報通信白書
情報の公表状況について	<ul style="list-style-type: none"><li>HTML、PDF、EPUB等各種のフォーマットで公開</li><li>数値データについては、エクセルのファイルで公開</li><li>以前のものについては刊行物しか無いものや、複数フォーマットでは提供していないものがある。</li></ul>
情報に関する著作権	<ul style="list-style-type: none"><li>著作権の対象であるとして整理</li></ul>
素材の権利関係について	<ul style="list-style-type: none"><li>事業者との契約に際して、著作権が全て総務省に来るように契約</li><li>製品の写真等や、専門家の作成した図表等について、白書での利用以外の権利を取得していないものがある</li></ul>
利用について求められた場合の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>転載利用等の問い合わせ時には、出典元の記載を求めている。</li><li>再販売をしたいという依頼はきいたことが無い。</li><li>新しい価値を生んでいるものについては、国のものでは無いなどの整理が必要だが、想定できていない。</li></ul>
利用に際して求めたいと考えていること	<ul style="list-style-type: none"><li>転載の際には、出所の表示を求めている。</li><li>二次利用についてはどのような利用があり得るかの想定ができていない。</li></ul>
公表できないもの	<ul style="list-style-type: none"><li>第1部(特集)については、毎年内容が変わるので、二次利用等に関する考え方は、毎年、その内容に応じて整理する必要があるかもしれない。</li></ul>

### 3. 対象とする情報・データに関する課題等

#### ③ 対象とする情報・データについての二次利用イメージ(例)

対象データ	利用例	
情報通信白書	フォーマットの変更	新しいフォーマットに変更して販売等。 たとえばiAppに変換して、よりデータをわかりやすく示す等
	翻訳して提供	現在は日本語版、英語版が提供されているが、その他の言語への翻訳、販売等
	過去からのデータを再編集	特集テーマのみを切り取って利用、データのみを集めて再編集等
統計データ	フォーマットの変更	エクセルデータをcsv、API等に置き換えて提供等
	他の統計データとの組み合わせ利用	民間の保有するデータベース等と組み合わせて、新たな分析を実施等
統計データ/ 地理空間情報	地図へのプロット	統計情報を地図上にプロットして表現。各都市の人口変化を地図上に表示など。
地理空間情報	データの組み合わせ利用	「地域別延焼危険度測定」データに基づいて地図を色分けする等



## 4. 検討事項

---

### ① 委員会で検討する事項

- 対象とするデータに関する二次利用のイメージについて
  
- 二次利用イメージを想定の上で、各対象とするデータに関する利用可能性
  - データ種別毎の権利の有無
  - 権利集約方法の検討（契約書に盛り込む事項等）
  
- 推奨するライセンスに関する検討
  - ライセンスに求める要件（利用条件、免責事項、表示方法等）
  - ライセンスの比較評価
  - 推奨するライセンスの推薦

## 5. 参考

### ① ライセンスの整理と利用例

	Open Government License	Open License (LICENCE OUVERTE)	Open Database License	Creative Commons	Public Domain	
<b>運営主体</b>	英国	仏国	Open Knowledge Foundation	Creative Commons		
<b>主な利用事例</b>	英国の政府作成資料	仏国の政府作成資料	パリ市 独国	独国の政府関係資料 豪州の予算情報 新西蘭の地理空間情報	米国の政府作成資料	
<b>ライセンス種類</b>	2	1	3	7 (他にも有り)	-	
<b>利用条件</b>	<b>複製</b>	可	可	可	可	
	<b>改変</b>	可	可	可 (条件付きの場合有)	選択	可
	<b>他の情報との結合</b>	可	可	可 (条件付きの場合有)	選択	可
	<b>商用利用</b>	選択	可	可	選択	可
	<b>出所表示</b>	要	要	選択	選択	不要
	<b>ライセンスへのリンク</b>	要	-	-	-	不要
	<b>無保証</b>	○	○	○	○	-
<b>備考</b>	OGLとNo Commercial Government Licenseの2種類	CC-BY 2.0とODC-BYとの互換性があるとされる	ODC-BY、ODC-ODbL、PDDLの3種類	豪州はBy。独国ではByの採用が多いが、By-Sa、By-Nc等もある		